

第22回 会 計 税 務 問 答 集 - 不動産賃貸に係る税務

震災直後、日系企業進出のペースは、スローダウンしたものの、また、ここにきて盛り上がってきました。 中国リスクの高まりを受けて、タイを投資先に選ぶケースも多いようです。こんなことをいうとばちがあたる と思うのですが、弊社的には、キャパが追いつかないので、もう少し進出のスピードが落ち着いて欲しい というのが本音だったりします。。。現在、日々、対応するべく、体制づくりに奔走しています。

さて、新規進出顧客と最初にお話しする話題の一つに、不動産賃貸に関することがあります。話題としては、会社の事務所のことに限らず、駐在員の社宅の場合もあります。以下、それぞれ、税務上、会計上の留意点がありますので、ポイントを見てみましょう。

1) 社宅賃貸

日本人駐在員の場合、多かれ少なかれ、会社からアパート家賃の補助を受けるのが普通です。日本の場合は、法人契約をすれば、一定の限度で個人所得税がかかりませんが、タイの場合には、法人契約であろうと個人契約であろうと、給与として個人所得税が課されます。 この部分を誤解しているケースがあり、自ら選択肢を狭めている、あるいは、源泉税の徴収漏れが発生している場合がありますので注意してください。

選択肢を狭めているというのは、タイでは、法人契約の場合、上記個人所得税とは別に家賃から源泉税5%を徴収する必要があり、これをアパートやコンドミニアムのオーナーが嫌がるためです。結果、法人契約を容認する物件が極端に少なくなっています。不動産業者によっては、法人契約にすると VAT を課すことになりますと、脅かす例もあるようですが、不動産賃貸業は VAT 非課税事業のはずであり、この説明は何か誤解があるのではと思っています。そもそも売り先が、個人だったら VAT 非課税、法人だったら VAT 課税というのはおかしな話です。むしろ法人契約にすると、源泉税分をタックスオンタックスで上乗せしますという方がありがちな話だとは思います。

家賃補助は、例外なく個人所得税がかかるため、コンドミニアムを自社で購入し、無償で貸与すれば課税されないという考えがあるようですが、これも俗説で、所得の 20%がみなし家賃として課税されてしまいます。日本の税務と混同したものと思います。誤解してコンドミニアムを購入してしまい、源泉税の徴収漏れのケースがありますので留意してください。

その他、税務上の取り扱いは、給与と同じです。駐在員の場合には、ワークパーミットを取得できるまでは、給与として処理することはできませんので家賃支払が発生した場合は仮払いで処理し、取得できた時点で給与勘定に振替をします。

経理上は、通常、住宅手当、家賃手当として、人件費の一部として表示することになると思います。

2) 事務所

事務所は、当然、法人契約である必要があります。通常は賃料部分と共益サービス料の部分に分かれています。土地家屋税やVATの関係でだいたい半々くらいのところが多いようです。だいぶ前のKのつぼでも書きましたが、課税関係は以下のようになります。

種類	VAT	源泉税率
賃借料	非課税	5%
共益サービス料	7%課税	3%

結果として、賃借料部分は、本体金額の 95%を支払、共益サービス料部分は、本体金額の 104%を支払うことになります。同時に、相手に対して源泉徴収票を発行します。相手からは領収書を入手しますが、賃借料と共益サービス、それぞれ分けて入手し、共益サービス料に関しては領収書兼タックスインボイスであることが必要です。留意点としては、VAT 登録前に、支払はできる限りしないこと、する場合には仮領収書を入手してVAT登録後に、正規の領収書兼タックスインボイスを入手することが必要です。また、契約を結ぶ前に、契約の中に、当該契約にかかる税金は借主が支払うという条項が含まれていないか、注意してください。結構、小さな文字で書いてある場合がありますが、この条項に基づいて源泉税や土地家屋税の負担を求められる可能性があります。

今のところの謎として、オフィスビルごとに、保証金から源泉税の徴収が必要であったり、必要でなかったりします。この取り扱いの相違はどこから来るのか、よくわかっていません。スタッフもビル事務所に毎回聞いているようですし、どなたか、ご存知の方がいたら教えてください。(^; 最後に、経理処理としては、一括で事務所賃料としているケースが多いと思います。

゛。Bookkeeperのつぶやき。。。



4年間、一緒に働いてきた記帳・税務担当のマネージャーが、6月末から出産のため3ヶ月休暇をとります。問題も多くあったけれど、彼女の強い個性とリーダシップのおかげで、この4年間乗り切ることができたたような気がします。感謝。感謝。一方で、休暇中、新規顧客も多い中で、実務がまわるか、とても心配。最近、プロモーションさせたもう一人のマネージャーに負荷が強烈にかかることが想定され、自分も3ヶ月間はできる限りサポートしなければ。。。ともあれ、無事に出産され、元気に職場復帰することを祈念しています。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、 タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネス を展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コン パスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第23回 会 計 税 務 問 答 集 - 経理マネージャーが辞めたら -

経理の人材、、、なかなかいい人いないですねぇ。しかも、流動性が非常に高くて、雇えたと思ったら、すぐ辞めてしまったり。大学での教育レベルも「会計学、税法」を専攻していたのにもかかわらず、極端に低レベルです。何を教えているのか、何を勉強しているのか、本当に不思議です。弊社は大学新卒採用が多いので、採用面接の時に聞いているのはこんなことです。

- 企業関係の税金にはどういう種類がありますか?
- 源泉税とはなんですか?源泉税に使う申告書書式名は何ですか? 申告期限は?
- VATとはなんですか?VATに使う申告書書式名は何ですか? 申告期限は?

悲しいことに正答率は 10%以下です。単にハイレベルの人材が、弊社に応募してこないだけかもしれませんが。。。(^;

さて、こんな採用の状態で、専門的な相談事項以外で、相談が多いのが、

「今度、経理マネージャーが辞めることになったのですが、 つなぎで 2~3 ヶ月アウトソースをうけてもらえませんか?」、

同様に

「今度、経理マネージャーが辞めることになったのですが、経理を派遣してもらえませんか」というものです。

このような気持ちになるのは、こちらとしても十分に理解できるのですが、はっきり言って発想に無理があります。まず、派遣ですが、単に伝票入力等のオペレータなら、いざ知らず、経理マネージャーという役職者の派遣ということはありえません。自社で例えば役職者の工場長の派遣受け入れができるのか、あるいは、日本で経理課長のみの派遣がありえますか? 等々を考えてみれば、すぐわかります。自社で経理するということを維持しつつ、役職者のみを派遣でまかなうというのは、職務権限等の関係で根本的に無理があることを理解する必要があります。

次に 2~3 ヶ月アウトソースというのも、既存の会計ソフトの使用や経理スタッフの維持を前提にした場合、無理があります。使用会計ソフトが会計事務所と同一であれば、ソフトウェアの問題は解決できますが、アウトソースに出すと、経理スタッフは、その間、余剰を抱えることになります。また、税務事務を自社スタッフで行う場合は、会計事務所への書類送付が遅れます。結局、会計事務所が 1 ヶ月の月次決算を締めるのに数ヶ月を要してしまい、その間に、新任の経理マネージャーを雇えてしまうということになります。

したがって、経理マネージャーが退職して相談を受けた時は、嫌な顔をされるのを承知の上で、以下の ことをアドバイスしています。

- 1. 弊社に連絡することよりも、とにかく複数の人材リクルート会社に直ちに連絡し、経理マネージャーの募集をかけ、面談を短期間に数多く設定する。また、現行水準が低いからといって給与水準に極端な縛りを設けない。
 - ※ 関連して相談が多いのが、給与水準についてです。給与水準はバンコク市内であれば月額 5~6 万、工業団地月額 7~8 万バーツが、自分の持っている相場観です。これより低く抑えられればラッキーくらいの気持ちでいかないと募集は難しいと思います。
- 2. 即座に後任募集ができなかった場合、月次決算は、通常より 1~2 ヶ月遅れることを覚悟する。 月次決算は、多くの場合、あくまでも社内の管理用にすぎません。法律で締切日が決まっているわけではありません。
- 3. 残っている経理・総務要員で、税務申告、入出金管理を最優先で行う。月々の源泉税の申告、 VAT の申告は期限があり、待ったなしです。記帳ができていなくても税務申告はできます。また、 サプライヤーへの支払を遅延しないようにする必要がありますし、入金があれば、遅滞無く領収 書を発行する必要があります。

以上がアドバイスすることですが、12 月決算の会社の場合、ボーナスをもらい1月、2 月くらいに決算作業のめどがついた時点で辞めるケースも多いです。この場合には、さらに、できる限り円満に退職してもらい、退職後も、記帳責任者としての署名だけはしてもらう約束をしておくことが重要です。新任の経理マネージャーが署名を拒否するケースも多いですので留意が必要です。(不調な場合には、新任のマネージャーに余計にお金を払ってサインだけしてもらうケースがあります。)とにかく慌てずに、数ヶ月は耐え抜く覚悟でがんばってください。(^^)

`。Bookkeeperのつぶやき。。。



古巣のトーマツで希望退職 440 人募集するとの新聞記事をみました。自分が辞めた時以降、内部 統制対応やIFRS 対応等で業界的には追い風だったので、急激な変りように少々驚いています。本来であれば好景気の時に拡大路線を適度に抑制し、不況に強い体質を作るべきであったのに、毎回、同じようなことを繰り返していることに同じ業界人、OB の一員として内心忸怩たる思いです。日本の大手監査法人は、上場会社の減少等で、マーケットが縮小し、競争の関係で報酬も下落傾向です。今後、生き残りをかけ、ますます闘いが熾烈になりそうです。



<u>KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.</u>

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、 タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネス を展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コン パスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第24回 会 計 税 務 問 答 集 - 国内取引源泉税 -

最近、進出企業が多いなと思う反面、いろいろなところで、事業が思ったとおりうまく行かなくて、日系企業同士あるいはタイ企業とで M&A を考えているという話を良く聞きます。思うに、最近は、特に単純に雰囲気やトレンドだけで進出してしまう会社が、結構、多いような気がします。タイでの事業展開ありきでなく、ゼロベースで FS はしっかりやりましょう。軌道に乗ってる会社は、収入もあるので、すぐに資金繰りがつまることはありませんが、立ち上がり間もない会社は、支出ばかりなので、あっけなく資金に詰まることが多いです。海外経験が浅い会社や起業経験の乏しい2代目、3代目のオーナー企業は、その辺があまりわかっていなくて、割合、簡単に資金難に陥りやすいです。立ち上がったばかりで、資金繰りの相談を受けるのは、一番、重苦しい相談の一つです。必ず資金の余裕マージンや親会社のバックアップ体制をとった上で、進出を考えましょう。

こういった経験の浅い新規の進出企業をサポートしていて、最初に戸惑うのが国内取引に対する源泉 税だと思います。日本にも制度としてあることはあるのですが、あまり該当取引が発生しないせいか、馴 染みがあまりありません。源泉徴収を忘れたことを顧客に指摘して、何でこんな制度があるんじゃと逆切 れされたこともあります。(^^; 具体的に趣旨を書いてある書物等を読んだことはありませんが、政府が申 告納税をあまり期待せずに、取引の段階から課税をして税の徴収漏れを防ぐ、あるいは所得支払者に 源泉徴収義務を負わせることによって、徴収義務者が徴収漏れをした時には、徴収義務者にも納税義 務を追わせて保険をかけるというような趣旨だとは思います。今回はよくある質問を列挙してみました。

1. 源泉税の徴収は、どのような取引に必要ですか。

これは、質問というよりも、こちらから最初のミーティングで説明することが多いです。説明する時は、とにかく物販以外の取引、目に見えないサービス等の取引、特別なオーダーメイドの依頼事項については、すべて源泉税がかかるかもしれないという疑いの目を持ってくださいと説明しています。立ち上げ当初、覚えておかなくてはいけない税率、具体的には、

- ① 賃借:5%
- ② サービス、請負:3%

だけ、覚えておけば十分です。これを控除して相手に支払を行い、源泉徴収票を発行します。

2. どんなに小額の細かい取引でも源泉税の徴収は必要なのですか。

契約が継続しない単体の取引で、1,000 バーツ未満の取引については源泉徴収を、省略することができるとされています。ポイントは、契約が継続しないという部分です。例えば電話料金に関しては、単一の契約が継続し、月々、請求されるものですので、1,000 バーツ未満でも、源泉徴収が必要となります。なお、TOT 等の電話会社は、源泉徴収を忘れて、一度、納税すると、後日、源泉徴収票を提出しても、返金に応じてくれない場合が多いです。支払う時が、勝負ですので、常に気をつけるようにしてください。

3. インフラ関係の支出で源泉税の徴収が必要か、いつも迷うのですが。。。

私も、昔、よく迷いました。とにかく覚えるしかないのですが、多少、こじ付けでも、以下のように覚えてください。

- ① 電話料は、あくまでも電話回線を使用する利用料 → よってサービスとして源泉税 3%が必要
- ② 電気料、水道代は、あくまでも電気や水という「物品」の購入代金 → よって源泉税は不要

4. タクシーを1日頼んでライヨーンの工業団地に行きたいのですが、、、

これは諸説あると思いますが、特にメーターを倒すわけではなく日決め等で契約するケースが多いと思います。この場合、通常のドライバー付レンタカーとなんら代わることが無いため、5%の源泉徴収が必要と説明しています。なお、源泉徴収以前の損金性の問題として、長距離タクシーの場合は市販領収書(本人署名)及びドライバーの ID カードコピー(本人署名)を入手することが必要ですので、こちらも注意してください。

5. 建物代金を日本の親会社が立て替えて、直接、建設会社に送金するのですが、注意することはありますか。

これは、典型的な論点。まだ、会社ができていない場合、源泉税は控除できませんので、請求書名目は、建設代金ではなく、何らかの保証金等にしてもらい、そのまま送金せざるをえません。会社ができて以降、建設代金から当該保証金を控除し、追加支払分から(保証金+追加支払分)に対する源泉税3%を控除した金額で親会社から送金します。本当は日程に余裕をもって、新会社の資本金から支払った方がスムーズです。VATの件も注意が必要です。必ず、タックインボイスは、会社を設立、VAT登録をした日以降の日付で入手するようにしてください。そうしないとVATは還付や繰越の対象になりません。

上記のように処理をしないとペナルティ等発生の可能性がありますので注意して取り組んでください。最初が肝心です!





子供の受験勉強や日本での猛暑、節電のせいもありますが、結局、今年の夏は日本に帰らないことになりそうです。夏休みもなし。orz.... 仕事で日本に行くことは、まず、ありません。ということで、プライベートで 1 年に 1 回くらいは帰りたいとは思っているものの、いざ、具体的な計画となるとどうも動きが鈍くなります。年々、帰国時に、今の日本に対する違和感が増していて異国にいるような感覚に陥りますので、ふるさとは遠くにありて思うものくらいでちょうどよいのかもしれませんね。(^^;



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 **小林 一雅** (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第25回 会計税務問答集-固定資産-

あいかわらず新規の企業進出が続いています。日本の新聞には「産業の空洞化懸念」といった言葉で、記事になっていますが、もはや、「懸念」というレベルではなく、現在、まさに加速度を持って進行中というのが正しい表現のような気がします。高税率、円高、電気料金高、人件費高では、もはや空洞化を阻止するのではなく、不可避とした上でどうすべきか、日本としては政策立案すべき段階といえるかもしれません。最近、そういう新聞の論調も増えてきました。また、前回の繰り返しになりますが、企業サイドとしては何を狙って海外に出てくるのか、税金なのか、人件費なのか、顧客なのかをはっきりした上で進出を決めないと投資失敗のリスクが高いです。タイ政府の今後の政策のせいもありますが、特に人件費がポイントの場合、タイが進出先として適切なのかを慎重に見極める必要があるという気がしています。失業率が1%を切るような状況で、賃金が上昇している中、法定の最低賃金を引き上げて、さらに賃金上昇を助長するような政策をとろうとしているのは少々信じがたい状況です。明らかに政策的にもっとも避けるべきインフレを誘発させようとしています。

とっ、、話が、いきなり高所に飛んでしまいましたが、、、、もう少し低いところへ(^^;; 話を持っていって、弊社としては、新興国、受け入れ支援側の一社として、日々、地道に経理、税務について細かな話をしています。(決して嫌というわけではありませんが、、、) その中でも、固定資産関係は、質問が、結構、多いです。今回は、立ち上げ段階の会社から固定資産関係でよく受ける質問を拾ってみました。

1. 有形固定資産の計上の金額基準は?

日本の法人税法では10万円等の金額基準がありますが、タイには会計上も税務上も特に決められた基準はないです。理屈上は1バーツ以上1年以上使用する資産が固定資産になってしまいます。ほうっておくと、数百バーツでも固定資産に計上されてしまいますので、税務署から指摘を受けても仕方がないレベルでリスクをとって、基準を経理担当者に指示するべきと思います。非公式によくかたられている税務署から指摘されない金額というと、500 バーツ、1,000 バーツ、2,000 バーツといったレベルですが、製造業の場合、これでは実務がまわらないと思いますので、もう少し高めに設定することになると思います。1品あたり1万バーツ以上は、経験上、指摘リスクが高いので留意が必要です。1万バーツ未満のところで現物管理との兼ね合いで決めるというところがポイントです。また、基準に関しては、最初から定めておいた方がよいです。一度計上され、期をまたいでしまうと、修正することが困難になります。

2. 耐用年数はどのようにして決めますか。

会計上は、会社が当該資産を使用すると見込んでいる期間(経済的耐用年数)となります。税務上は、 最短で建物 20 年、IT 機器(ソフトウェア含む)3 年、その他 5 年です。それ以上で償却している限り、税 務上は調整不要ですが、それ未満の場合は、申告調整する必要があります。FAP(会計職連盟)の影響 で経済的耐用年数の適用に神経質になっている会計士は多いので、例えば従来、機械設備を 5 年で 償却している等、明らかに経済的耐用年数よりも短い場合には対応に留意が必要です。もしかしたら中 小企業等の会計基準を適用するとしても耐用年数の見直しを求められるかもしれません。

3. 固定資産の取得原価に含めるべき項目にはどのようなものがありますか。

固定資産の購入代金のほか、固定資産が使用可能な状態になるまでにかかった付随費用が含まれます。従って、運送費、関税、設置費用、固定資産が正常に動くことを確認するための試作費等が含まれます。変わったところでは、固定資産を取得するために借入を行った場合、特に建物の建築等が該当すると思いますが、建築期間中に対応する金利は取得原価に含める必要があります。また、資産を設置した結果、または使用した結果、発生する債務、例えば将来発生する解体撤去費用のことですが、これも基準上は含める必要があります。ただし、実務上、解体撤去費用を取得原価に含めている会社はほとんどないように思います。実際、やろうとするとものすごい大変ですので、監査人がコメントしない限り含めない方が良いと思います。(こんなことを言うと物議を醸しそうですが、個人的な意見としてはこの債務だけ見積もりで取り出して取得原価に含めるべき意義や意図がまったく見えません。。。)

4. 固定資産の償却開始時期はいつからになりますか?

この部分は、日本の実務と異なるので違和感を感じるかもしれません。日本は、法人税法の規定に引きづられて、当該資産を「事業の用に供した時」から償却を開始します。一方でタイの会計基準(税務基準も同じ)上は、資産が「使用可能となった時」から償却を開始します。結果として、ほとんどのケースが資産の引渡しを受けた時点で償却開始となります。設備の試運転をする場合でも、当該設備が仕様に沿って正常に機能するかどうか検証する段階(すなわち、場合によってはメーカーに返品できる状態)であれば、償却を開始しなくても良いと思いますが、量産のための試運転をしている状態であれば、償却をスタートする必要があります。これを製造原価とするか一般管理費とするかは別の次元の議論です。

上記は、会社の立ち上げ段階で多い質問ですが、中途で赴任した方でも知らない人が結構多いです。新 規の投資の時に慌てないよう、知識を整理しておきましょう。

`゚゚Bookkeeperのつぶやき。。。



K のつぼの原稿に累積の連番を付しているのですが、今回は 60 回目。ということは 5 周年です。毎回のようにネタ不足に苦しんでいますので、よく持ったなぁというのが実感です。最近は、5 年前の月報を持っている人は少ない、持っていても見かえす人は少ないと思うので、最初のネタに戻るというのも一つの手かなと考えています。特に新規に赴任される方向けには初期のころのテーマは重要な気がします。もしくは執筆者を若い子に変更、自分は引退してリフレッシュスタートするとか。。。もう少し、考えてみます。。。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、 タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネス を展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コン パスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第26回 会 計 税 務 問 答 集 - 後発事象 -

この原稿を書いている現在、ロジャーナ工業団地はすでに水没し、ハイテク工業団地は堤防決壊、ナワナコン工業団地も水位が堤防ぎりぎりのところにせまっています。いままで在タイ中いろいろなことが起こりました。今回、また、タイ在住者のための3Kといわれている一つを非常に大きな規模で経験していることになってしまいました。(クーデター、洪水、そして経済危機)

こんな騒然とした中でも、自分的にはどうしても会計や税務の発想になってしまいます。思うに、ちょうど 中間決算や四半期決算の作業真っ最中だった企業も多いと思います。下手をすれば、日本で上場して いる企業の連結決算を組むことができないといった事態も生じるのではと懸念しています。これからどう いう影響が発生するのか、この分野でも注視しています。

さて、今回の水害被害が、事例としてはまさに当てはまると思うのですが、会計上の後発事象について書いてみましょう。後発事象は、貸借対照表日と財務諸表承認日との間に発生した事象をいうとされ、以下の項目に分類されると定義されています。なお、後発事象ついては、タイ、IFRS、日本どの基準でも定義や取り扱いに大きな差はないと思います。

- ① 修正を要する後発事象 貸借対照表日現在の状況について証拠を提供する事象
- ② 修正を要しない後発事象 貸借対照表日後に発生した状況を示す事象

9月末を中間決算や四半期決算の貸借対照表日とすると、仮に会社の水害被害が9月30日以前に発生していた場合は、上記の後発事象には該当しません。会計期間中に起こった事象として当然に当該損害を9月末の決算に織り込む必要が出てきます。ただし、被害額や保険での補填が確定しない未確定事項になる可能性はあります(後発事象とは別の話です)。一方で10月1日以降に発生した場合、②の修正を要しない後発事象に該当することになるものと思います。以下、それぞれについて内容と取り扱いを見て行きましょう。

1. 修正を要する後発事象

典型的な例は、貸借対照表日後に得意先が倒産したようなケースや訴訟案件が貸借対照表日後に解決したケースです。これらは貸借対照表日現在の貸倒引当金や訴訟債務引当金をより適切に見積るための証拠資料を提供します。微妙なのは在庫や投資の市場価格の下落です。通常、貸借対照表日後の市場価格の下落は、貸借対象日現在の投資や在庫の状況に関連しておらず修正を要しない後発事象として取り扱われるとしています。一方で在庫を貸借対照表後に販売した時の販売価格は、貸借対照表日現在の正味実現可能価額(NRV)の証拠を提供する可能性があるとされており、貸借対照表日後の市場価格の下落によるものなのか、すでに期末日現在その下落が存在しておりそれを証明するもの

なのかを見極める必要があります。(昔、大手監査法人と上場企業がこの件で揉めていた話を思い出しました。) これらの修正を要する後発事象は、財務諸表に反映をさせる必要があり、関連する財務諸表項目の金額を修正する必要があります。上記の例でいうと貸倒引当金や訴訟債務の引当金の金額を修正することになります。

2. 修正を要しない後発事象

典型的な例は、貸借対照表日後に発生した、今回のような洪水被害、火災による損害、重要な訴訟の提起などです。これらは、貸借対照表日現在の状況とは無関係ですが、これをまったく財務諸表の読者に知らしめないと、その経済的判断が異なってくる可能性があります。このように、財務諸表読者の判断に影響を及ぼす程度に<u>重要な後発事象の場合、</u>以下を注記事項として開示することが必要とされます。「重要な」というところがポイントで、企業によって重要さの程度は異なります。今回の水害の件も、重要でないと判断されれば、以下の注記による開示は不要となります。

- 1) 後発事象の性質(内容詳細を注記で記載することになります。)
- 2) 財務的影響の見積金額、または見積が不可能である場合、その旨(損害見積額等を記載することになります。)

タイミングにもよりますが、今回の水害のケースで、浸水のため工場内に立ち入りができないような場合には後発事象の性質のみを記載し、被害金額の見積が不可能である旨を注記せざるをえないものと思います。

以上、後発事象について記載しましたが、今後、今回の洪水の件がどのように後発事象として取り扱われていくのか、留意してみてください。

`°°Bookkeeperのつぶやき。。。



今回、被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。(これから自分も被災するかもしれませんが、、)正直、東日本大震災に続いてこの言葉を使うのは今年2回目で、まさかこんなに頻繁に使うことになるとは、年初にはまったく思いもよらないことでした。地震、原発、豪雨、水害被害などの災害が各地で頻発し、地球環境を消費、破壊してきた人類に対して地球の痛みや怒りが発露しているような気がしてなりません。市場経済優先、企業利益優先の社会や世の中を見直すべき時期に来ているように思います。これは自らの職業を否定することにつながるのかもしれません。が、アニメのナウシカで見た『「風の谷」に帰ろう!』と言う言葉が、最近、心の中に繰り返し響いています。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 **小林** 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第27回 会 計 税 務 問 答 集 - 洪水の会計 -

この原稿を書いている現在、バンコク中心部への浸水の可能性は減少し、洪水騒動もどうにか収まりを見せつつあるように見えます。まだ、今年は終わっていませんが、激動の 1 年でなかなか気持ちが前を向きづらい 1 年でした。確か昨年も一昨年も別件でこんなことを書いたような。。。あとはユーロの問題が片付けば、何とか年を越せそうな気がします。(^^;

今回のテーマも、洪水の後始末に関することで、前向きとは言い難いですが、きちんと処理をして早くに 前を向いて仕事をしていきましょう。

1. 損害の把握

会計上の処理だけを考えれば、あくまでも自社の資産にどれだけ損害が発生しているかということを調査し把握することになります。操業できないことによって発生する、いわゆる機会損失は、経理処理の対象になりません。通常は、棚卸資産や有形固定資産が対象となります。帳簿に基づいて現物確認をまず行い、その上でメンテナンス等を施すことにより再使用可能なのかどうかを判断します。可能なものは、帳簿上そのままとし、何も特別な会計処理はしません。有形固定資産の減価償却も継続です。以下は、再使用や再販売不能なケースを記載します。もちろん、部分的に評価減をする可能性は十分にありえますので、慎重な判断が必要です。

2. 再使用や再販売不能な資産の帳簿価額

再使用や再販売が不可能な資産については、洪水により損害を蒙った期で、損益計算書上、損失処理 を行います。なお、金額的重要性が乏しければ販売費及び一般管理費ですが、重要性が大きい場合 には、洪水による資産の評価損(既に廃棄した場合は廃棄損)として、販売費及び一般管理費とは別記 して開示を行います。これに関しては減損に関する会計基準が適用となります。追加で廃棄費用が必要 な場合には引当が必要ですし、スクラップとして売却可能なものは、当該見積額を貯蔵品として減損金 額から除外する必要があります。

3. 保険金の処理

資産について保険を付しているケースも多いと思います。本則のタイ国会計基準に従う場合、保険金収入の認識は、上記、減損損失の認識とは無関係に行います。認識するタイミングは、「保険金の受取がほぼ確実である場合」とされています。この条件は、極めて厳しい条件で、可能性が高いというだけでは計上できないことになります。保険会社の補償の意思が明らかになった時点、具体的には、実際に保険請求を行って受理され、保険による補償金額が固まるまでは収益認識はできないことになります。なお、財務諸表の取締役承認日(実際には監査報告日?)までにこの意思が明らかになれば、前回述べた修正を要する後発事象に該当し、期末日時点で保険金の受取がほぼ確実であったことに該当するため、全額を未収入金として計上することになります。なお、当該保険金の認識基準は、固定資産関連の保険に限らず、営業損失の補填等に対する保険にも適用できます。

意思確認の時点については、どのような書面が必要か等、あらかじめ監査法人とも打ち合わせをしておくことが必要と思います。なお、規定としては、タイ国会計基準 37 号の偶発資産に関する基準が適用となるようです。

今回の洪水のケースで 12 月決算の場合、意思確認時点の判定が微妙であり、仮に保険請求手続が遅れた場合、収益計上は 12 月に出来ないこともありえます。結果として減損損失と保険収入の計上期がずれることになり、個人的には本当にこれでよいのかという気になります。

以前の会計処理では、簿価が保険でカバーされることが確実な場合には、少なくとも保険金簿価相当分は、未決算(未収)勘定として資産に計上していました。ただ、実際、東日本大震災に関する IFRS 会計処理の解説記事等を見ていると認識は別々というのが正しいようです。古臭い会計思考が身についている証拠なのかもしれません。頭を切り替えましょう。

中小企業等に対する会計基準では偶発資産に関する基準が無く、微妙ですが、恐らく、本則のタイ国会計基準と同様の扱いになるのではと思います。

なお、保険金の受取が「ほぼ確実」までには至らないが、「可能性が高い」場合には、財務諸表において 見積額も含めて注記することになります。(計上期がずれることにかわりはありません。。)

最後に税務処理ですが、上記保険によってカバーされる帳簿価額損害部分は損金不算入となりますので、保険収入計上と期がずれる場合には、申告加算の調整(翌期認容)が必要と思います。保険差益(簿価超過部分)は、今般出された勅令により益金不算入となります。

決算と保険請求の事務作業が重なるとかなり大変そうです。はたからみているだけで気が遠くなりますが、 身体に気をつけて頑張ってください。

`。Bookkeeperのつぶやき。。。



子供は中学3年生の受験生、ちょうど、ある学校の海外入試が11月にバンコクで開催されるはずが、急遽キャンセル。シンガポールに飛んで受験することになりました。自分は犬の世話のため居残り。 夏休明けでこれから学力が伸びる時に学校は休校、塾も変則となり、環境が整わずなかなか気持ちがのらないのは、かなり可哀想と思います。

同情しても、受験にとおるわけではないので、ハンディキャップを乗り越えて気持ちで負けないように良い結果が待っていると良いなぁと思います。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、 品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業 の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第28回 会 計 税 務 問 答 集 - 中小企業等の退職給付会計 -

先日、ジェトロ主催会計税務セミナーの Q&A にコメンテーターとして出席してきました。メインスピーカーは、長澤さんでしたが、どこでコメントを求めるか、まったく打ち合わせをしないでアドリブで臨んだこともあり、予想外のところでコメントを求められたり、ここでこっちにふらないのかと思ったり、今回はなかなか予想外の展開で面白かったです。昨年は、自分が予想したところで、こちらにコメントが求められたので、今回は少し意外でした。洪水という特殊な話題が中心だったので、問題意識の差が大きく出たのかもしれません。

さて、セミナーQ&A にあった質問の中に、中小企業等向けの会計基準(NPAE's)を適用した場合の退職給付会計について、質問がありました。基準上、かなりあやふやな規定ぶりのため、長澤さんからコメントが求められるかなぁと思ったのですが、スカでした。orz(まぁ、ゲスト出演なので文句を言えた義理でないのは重々承知しております。スイマセン)ということで、今回、自分なりに私見を述べてみたいと思います。繰り返しになりますが、かなりあいまいな規定と思いますので、意見にばらつきが生じる可能性ある点はあらかじめご了承ください。

中小企業等向けの会計基準には、国際財務報告基準 19 号で定めるような従業員給付に関する規定がありません。退職給付債務認識に関する基準は、当該 19 号に詳細な規定が設けられています。具体的には、今、月報で濱野さんが連載しているような方法を用いて債務を認識し測定することになります。すなわち、生存率、疾病率、退職率等を用いて、将来発生する退職(法定解雇)金を個人(グループ)別に予測し、これを現在価値に割り引いた上で、当期までに発生していると認められる債務を認識します。計算方法はかなり複雑で、通常は独立した保険数理人に依頼をかけて退職給付債務を計算してもらうことになります。このような計算過程を踏んで計算されるものはあくまでも確率計算に基づく予測値ベースであることから、中小企業等の利害関係者の要求レベルと計算のコストや手間を比較考量の上、当該会計基準では割愛されたものと思います。(フレームワーク参照)

といって、まったく何も記載していないかというと、そういうことではありません。第 16 章引当金及び偶発債務 312 項によれば、

「当基準は、企業が従業員給付を認識する際には第304項の要件に基づき、報告期間の末日における現在の義務を決済するために要する最善の見積もりによって認識することを要求する。しかし、企業が従業員給付に関する引当金の認識にあたり、TFRS's の従業員給付に関する基準に従うことも選択できる。この場合、企業は従業員給付に関するすべての項目についてこれに従わなければならない。」(河本さんの先月概説より引用)

退職給付を含む従業員給付については、これのみが定められています。これに従えば、まず、タイ国会計基準(TFRS's)の19号(国際財務報告基準と同等)も選択することができるということです。選択した場合、退職給付債務は先に述べた方法で保険数理計算を行い、退職給付引当金を計上することになります。原則、中小企業等向けの会計基準を適用した場合、一部について、タイ国会計基準を適用すること(いわゆるつまみ食い)は禁止されていますが、従業員給付に関しては例外的に許容されています。日本で親会社が株式を証券取引所に上場していて、タイ子会社が連結対象の場合には、このパラグラフ312に従い、TFRS'sの19号を選択適用することとした方が良いと思います。

一方で選択適用しない会社はどうするのか。304 項に従い、最善の見積もりというと、TFRS's 19 号の選択となってしまいそうですが、とりあえず、それは選択外にして最善の見積もりということなのでしょう。304 項は、引当金を認識しなければならない一般条件を定めています。河本さんの先月概説を引用すると、

- ① 企業が過去の事象の結果として現在の義務(法的またはみなしの)を有しており、
- ② 義務を決済するために経済的便益をもつ資源の流出が必要となる可能性が高く、
- ③ 義務の金額について信頼できる見積もりができること

となっています。法定の解雇手当を前提とする限り、①の条件は、法的義務であり問題なさそうです。また、③も勤続期間に応じて金額が法律で定められており、問題なさそうです。ただし、現在価値への割引計算等はしない前提です。問題は②です。突然の解雇は、当然、予測不能なため、当該引当金の対象とならないと思いますが、解雇手当の対象とされる定年はどうだろうかという疑問が浮かぶと思います。原則に従えば、定年まで勤務する可能性を予測し、解雇手当を支給する可能性が高ければ、引当金を計上するということになります。具体的には従業員個人別に勤続年数、年齢、給与金額、現時点で解雇した場合の解雇手当の一覧を作成し、個々に見積もっていくことになると思います。従業員全体の年齢層が若ければ、引当金計上の可能性は小さいと思いますが、年齢層が高い場合には引当計上しなければならない可能性は高くなります。例えばですが、転職が難しくなる40歳以上で、勤続年数がすでに10年を超えているような従業員がいる場合には、定年まで勤務する可能性が高いと判断し、当該従業員を対象にして引当金を計上するといったことが行われます。このように引当金は経営者の判断が非常に重要です。また、これらの判断にあたっては監査人との事前相談も重要ですし、逆に監査人から、突然、引当を求められるケースも十分想定されます。

引当開始にあたっては、経過措置等はなく、可能性高い場合には即時 100%引当となり、金額的影響が大きくなる可能性もありますので留意してください。

`。Bookkeeperのつぶやき。。。



今年もすでに 12 月最後となりました。年末年始は子供が受験直前のため、自宅に滞在し、時々ゴルフをしながら過ごすことになりそうです。来年は嫁さんと子供が高校進学のため日本に本帰国。本格的な犬 2 匹との単身生活となります。思えば、今まで、独身時代も含めて独り暮らしというのは 1 年くらいしかしたことがありません。本当に可能なのか今から不安な日々です。たぶん、忘れ物がものすごく多くなりそうな予感(^^;;; 都合により生涯断酒をしておりますが、単身になった後もいろいろとお付き合いください。それでは、今年 1 年、たいへんお世話になりました。よいお年をお迎えください。



<u>KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.</u>

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、 タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネス を展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コン パスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第29回会計税務問答集-役員報酬-

近年は、日本の親会社に比較してタイの拠点の比重が大きくなったせいか、日本の親会社の取締役が、タイの現地子会社に責任者として駐在するという事例も増加してきました。それにともなって、これに関する個人所得税の相談も増加しています。1月11日に行われた2回目の洪水?ジェトロセミナーでも質問がありました。相談があるというのは問題意識があるということですのでよいことです。むしろ、日本の親会社で取締役であるにもかかわらず、何も問題意識無く通常の出向者と同じ扱いをしている会社、日本で受領している役員報酬をタイで合算申告している会社が危ないです。タイというよりも日本の税務当局から源泉徴収漏れを指摘される可能性があります。

(1) タイの駐在者(居住者)が日本で受け取る役員報酬の性格

取締役の職務は、企業の経営です。国際課税上は、その職務の性格上、取締役の居住国をその職務対価たる報酬の所得源泉地とすることは適切でないと考えているようで、むしろ法人所在国を所得の源泉国とすることが適切と考えているようです。すなわち、タイに居住している日本の親会社の取締役が、日本で受領する役員報酬は、日本の国内源泉所得、タイの国外源泉所得と考えるのが一般的ということです。これが通常の社員駐在者であれば、日本で受領している給与を当該駐在者が居住して勤務している国、すなわちタイで課税を受けることが、一般的ということになります。

(2) 役員報酬に関する法令

この考えに従って、日本の所得税法は、「内国法人(日本の法人のこと)の役員としての勤務で国外において行うものも、国内において行う勤務に含まれる」としており、日本の国内源泉所得であることを明らかにしています。また、日夕イの租税条約上は15条において、タイの居住者が日本の法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、日本において租税を課すことが出来る旨定められています。(日本に課税権ありと定めているだけであり、居住国の税務についてはふれられていない点は注意です。租税条約と言うのはそういうもので、居住国では当然に課税を認めています。)

ところが、例によってタイの歳入法には外国にある会社の役員報酬をどのように捉えるのか、上記の一般的な国際課税の考えに従うのか、もしくは違うのかが必ずしも明確ではありません。これが、後で述べるように取り扱いにばらつきが出る原因となっています。

(3) 日本での取り扱い

日本の税法に従って、日本の非居住者が日本の法人から受領する役員報酬は、日本で課税対象となります。具体的には、非居住者の源泉税 20%が課されることになります。これを忘れていて、日本の税務当局から指摘を受けるケースが増加していますので留意してください。今回のジェトロセミナーでの質問も日本の税務当局から指摘を受けてのものでした。

(4) タイでの取り扱い

実務的に2つの方法を見たことがあります。先に述べたように根底にある考え方が法令上わかりませんので、どちらが正しいのか断言できませんが、手続が簡単、大部分のケースで税額が少なくなる、国際課税の一般原則にも合致するため、一番目の方法がお勧めです。(もちろんある日突然、ひっくり返るかもしれませんが、、、)

- ① 先に述べた一般原則に従えば、日本で受領する役員報酬は、タイにおいては居住者の国外源 泉所得に該当します。タイの歳入法に従えば、居住者の国外源泉所得は、タイに持ち込まない限 り、課税所得とはなりません。
 - この結果、日本で受給する役員報酬は、タイで課税対象外として取り扱い、個人所得の申告上、 これを含めないという結果となります。タイは非課税、日本で源泉税 20%課税で課税関係が終了 し、非常に容易な手続きとなります。
- ② タイの法令上は、取締役報酬の法人居住国を所得源泉国とするか、取締役の居住国を所得源泉国とするか判然としないため、他の社員駐在員と同様に、後者の考え方に従います。この場合、タイの国内源泉所得となり、タイで受給している報酬と合算の上、タイで所得税申告を行います。このままでは二重課税となりますので、日本で源泉徴収された分について、英文の納税証明を取り寄せ、外国税額控除をとります。確定申告上、外国税額控除の欄がありませんが、国内源泉税と同じ欄に合算の上記載するとのことです。

最後に、日本国内で受給する役員報酬をタイ法人に請求し費用を付け替えることはできません。付け替えた場合、その性格があいまいになり、すでに役員報酬とは言えなくなってしまうと思います。 以上、取り扱いに留意ください。

`°°Bookkeeperのつぶやき。。。



また、スタッフの人数が増えて事務所が手狭になって来ました。弊社が入居しているビルはかなり古いのですが、会議室から見える景色だけは、ルンピニ公園を眼下に一望でき、いつもお客様からは好評をいただいております。が、、、現在、この会議室をつぶして一般職員のデスクで埋めようかと考えています。。。顧客との会議室は、外が見える窓のない部屋となりそうです。もし、この構想が実現した時は誠に申し訳ありませんが、ご容赦いただきたく。m(_)m

<u>KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.</u>

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、 品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の 皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

てばやし かずまさ 【連絡先】 代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.



第30回 会計税務問答集-個人所得の範囲-

また、今年も個人所得確定申告のシーズンがやってきました。今回は、ただでさえ忙しいこのシーズンに、進出する、もしくは進出したばかりの企業の相談、洪水被害を受けた企業の会計処理の相談が多く、例年になく、辛いシーズンとなっています。個人所得税は、基本的にはマンネリですが、今回はタックス IDの取り扱いが変更となっており、自分独りで申告書を書くことができず、てんやわんやしています。(もちろん猶予期間はありますが、、、、)

さて、こんな中、個人所得税関連で質問で多いのは、以下の2つに関することです。

- 1. 180日未満の滞在なので、確定申告の必要(もしくは日本所得との合算申告の必要)は無いですよね。
- 2. XX を受領しているのですが、申告対象に含めるべきでしょうか。

1番目は今回のメインテーマではないので、簡単に述べますが、この質問だけだと一律に回答することは難しいです。まず、タイの企業から給与をもらっている場合、その分については、必ず確定申告の対象になります。全く、この点すら認識していないケースが多くて、少々、驚くことがあります。

日本で受領している分については、日本法人が当該給与について、タイ企業に請求をし、タイ企業負担としているかどうかがポイントになります。請求しない場合には確定申告の対象外となり得ますが、請求する場合は、実質、タイ企業が本人に給与を支給しているのと変わりがないため、これも確定申告の対象になります。実はこの請求する、しないというところで、個人所得税の範囲に含めるかどうか判断の分かれ目になる場合も生じます。タイ企業に負担させるということは、タイでの本人の労働に対する対価としての性格を自ら宣言し明らかにするようなものだからです。

2番目について、微妙なものも多いです。今回は、タイ法人に請求するかしないかで対応が分かれる項目を、以下、述べていきたいと思います。ただし、具体的な通達等が当局から出されているわけではないので、あくまでも弊事務所の取り扱いはこうしていますという程度で読んでください。おそらく、同業の方の中には「そうかなぁ」と首をかしげる人もいるでしょうね。

1. 本人負担の日本での厚生年金、健康保険、雇用保険等の社会保険見合給与

これらについては、駐在期間中の労働対価というよりも、日本に本帰国後、本人が不利にならないように出向元が福利厚生の一貫として補填していると位置づけ、個人所得に含めていないケースが多いです。基本的にこれら保険料の会社負担部分と同じ取扱ということです。これに従って、弊社でも、原則、この部分はそもそも課税所得の範囲から除いて申告作業をしています。所得控除ではなく、そもそも課税範囲から除くというのがミソです。ただし、先に述べたように請求をかけてしまうと、福利厚生ではなく、タイでの労働対価ということを自ら明確にしてしまいます。親会社の福利厚生としての性格とタイへの請求という行為は、完全に矛盾してしまうからです。請求をかけると結果としてタイで課税対象になります。会社負担部分も含めてタイ法人に請求してくる事例も見受けられますが、この場合、その部分も含めて個人所得税の対象となります。会社負担部分を請求するのを見ると、随分、もったいないことをするなぁと思うことがあります。

2. 民間の医療保険、健康診断費用、一時休暇帰国費用

駐在員の方は、駐在前に海外旅行者傷害保険に加入し、それを延長して対応しているケースが多いと思います。また、年に1回帰国時に健康診断を受けることとされている方や休暇で年に1回帰国を認められている企業も多いと思います。これも1と同じ考え方です。基本的には出向元日本法人の福利厚生費の一貫として考えられます。社命で駐在していただく方に、心身ともに健康な状態で帰任してもらうために認められるものです。従って、課税所得の範囲から除外している例も多いです。ただし、これも1と同様ですが、タイ法人にこれら費用の請求をかけてしまうと、すべて個人所得税の対象となります。出向元の方針次第ですが、税金負担を少なくするという意味では、日本で負担することについて理屈をつけられる範囲内で、日本の福利厚生費で処理をした方が無難です。

3. 引越費用、日本での家財保管費用

引越費用も基本的に全く同じ考え方です。現状、タイの税法上、非課税所得として認められるのは、赴任時及び帰任時の本人の旅費だけです。本人及び家族の荷物を運ぶための費用、家族の旅費については、すべて課税となってしまいます。この部分に関しては、タイ法人負担としているケースが非常に多いです。この場合、一方で個人所得税は膨らむということを認識する必要があります。また、日本での家財保管費用については、タイ法人負担としているケースは、少ないですが、タイ法人負担とすると個人所得税の対象となるということは認識しておく必要があります。このほか、細かいところでは、家族の VISA 取得費用等も家財対象となり得ますので留意が必要です。

このように日本で福利厚生費等としての理屈がなりたち、日本の法人税法上損金算入が可能なものは、可能な限り、日本法人の方で落とした方が、タイでの個人所得税負担を少なくできます。あまり、この点を事前に検討している会社は少ないですが、あれもこれも請求して、個人所得税が巨額となり、事後になって慌てることのないよう留意しておいてください。

`°°Bookkeeperのつぶやき。。。



冒頭にも書きましたが、最近は、かなり忙しいです。個人的な性格の問題で、仕事を溜めてしまい、追われるように仕事をするというのが好きではありません。必然、目の前にある仕事はとにかく終わらせないと気が済まないということになります。(ゴルフもそうです。自分の組のペースが遅く、後ろから追い立てられる展開になるととたんにショットが乱れてスコアが悪くなります。(;;)) もう少し、スケジュールを決めて、この日までに終わらせればよいとか、思考をかえられれば、精神的にも楽になれると思うのですが、、、性格の問題なので、なかなか難しいですね。



KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、 品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。 【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 小林 一雅 (日本国公認会計士)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.